

# 島根県職員として働いていただける薬剤師の方を求めていきます。

島根県は、薬剤師の方（免許取得見込みの方を含む）を対象に、採用のための選考試験を実施しています（主な職務内容は下記のとおり）。受験を希望される方は、【9.お問合せ先】まで電話又はメールによりご連絡ください。

## 「薬剤師」の職務内容

保健所等に勤務し、薬事、食品衛生、感染症、生活衛生等の業務又は試験研究に従事します。

### 1. 採用予定人員 1名

### 2. 受験資格

昭和59（1984）年4月2日以降に生まれた人で、薬剤師の免許を有する人又は令和7（2025）年6月30日までに取得見込みの人

ただし、次のいずれかに該当する人は受験できません。

(ア) 日本国籍を有しない人

(イ) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの

(ウ) 島根県の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人

(エ) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他団体を結成し、又はこれに加入した人

(オ) 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている人（心神耗弱を原因とするもの以外）

### 3. 試験日程

- 皆さんのご都合を考慮し、試験日程を設定します。
- 複数の方が受験される場合は一括して実施しますので、複数の候補日を挙げていただき、その中から調整させていただきます。（概ね10月1日以降に実施予定）
- 採用予定人員に達するまで募集を継続実施します。

### 4. 試験内容（全てを1日で終了します）

県職員（薬剤師）として働いていただくうえで必要となる能力実証考查（試験）は、次の方法で行われます。

試験種目	配点	試験内容
専門試験	200	職務を取り巻く最近の課題等、専門知識を問う専門論文試験を行います。（90分、1200字）
面接試験	500	職務遂行能力等をみる目的で個別面接を行います。なお、事前に自己紹介書を提出していただきます。
適性検査	—	職務遂行に必要な適性を検査します。

※ 試験種目によっては、一定の基準があり、基準に満たない場合は総合得点にかかわらず不合格とします。

## 5. 試験会場 島根県松江市（予定）

## 6. 初任給等（令和6年4月1日現在）

初任給は、次の表のとおりです。このほか給与条例等の定めに従い扶養手当、通勤手当、期末・勤勉手当（給料月額等の4.3か月分（令和5年度実績））等の諸手当が支給されます。

学歴	免許取得後の公務に有効な民間等経験	初任給月額
大学6卒	0年	224,245円
	5年	248,311円
	15年	287,279円

※上記は、24歳時に免許を取得し、その後継続して公務に有効な民間等経験がある場合のモデルケースです。

実際の初任給月額は、学歴及び経験に応じて決定します。

## 7. 採用

- 合格者は、原則として令和7年4月1日に採用されますが、本県の職員の状況等によっては、令和6年度中に採用される場合もあります。
- 「受験資格」に記載の要件を満たさない場合や、免許を取得見込みの人で、「受験資格」に記載する期日までに免許を取得できない場合は、採用される資格を失います。

## 8. その他

- 受験希望や不明な点などがありましたら、遠慮なくお問い合わせください。
- 申込方法、提出書類等については、別途お知らせします。
- 試験会場までの往復の旅費は、支給できません。
- 障がいのある方で、試験実施時に何か配慮が必要な場合は、申込時にお知らせください。ただし、内容によってはお応えできることがあります。

## 9. お問合せ先

- 試験について  
島根県総務部人事課人事企画係  
TEL 0852-22-5694  
E-mail shinki-saiyou@pref.shimane.lg.jp
- 業務内容について  
島根県健康福祉部薬事衛生課薬事係  
TEL 0852-22-6697  
E-mail yakuji@pref.shimane.lg.jp